
小規模な倉庫の取扱い

土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む）のうち、奥行きが1m以内のもの又は高さが1.4m以下のものは、建築物に該当しない。

解説

- ・小規模な倉庫は物置を含むものとし、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第一号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。
- ・したがって上記の規模は、最低限、人が内部に入ることのないものとした数値を示したものである。
- ・なお、倉庫の内部に収納・備蓄する内容は問わないものとする。
- ・この取扱いについては、当該倉庫が既製のものであるか否か、及びその構造種別にかかわらない。

法令、関連資料

法令 法第2条第一号

技術的助言 平成27年2月27日 国住指第4454号